



【発行】J A M

【発行責任者】大山勝也

【編集】社会政策局

03-3451-2586

E-MAIL : syakai@jam-union.or.jp

緊急対応型ワークシェアリングに対する財政支援策まとまる 労働政策審議会職業安定分科会で諮問・答申

本日開催された職業安定分科会で、緊急対応型ワークシェアリングに対する政府による助成措置について報告があり、省令改正が必要な部分について諮問を受け、即日これを妥当とする答申が出されました。

3月29日にワークシェアリングに関する政・労・使合意が出され、坂口労働大臣は「本年度予算内でできる範囲の助成措置を検討したい」という考えを示していました。今回の助成措置は、大臣の意向を受けて厚生労働省内で検討され、政・労・使の事務レベルの会合での合意を経て、諮問されたものです。

その内容は、緊急対応型ワークシェアリングを導入し雇用創出に取り組む事業主への支援、

相談援助等に取り組む事業主団体に対する支援、雇用調整助成金の暫定措置、となっております。詳細な手続等が明らかになり次第、地方・単組にお知らせしていきます。

緊急対応型ワークシェアリングを導入し 雇用創出に取り組む事業主への支援

平成10年秋に一般会計から造成された「緊急雇用創出基金」より、雇用情勢が悪化した場合（全国の完全失業率5%以上）において、中高年の非自発的失業者等を雇い入れる事業主に対して、1人当たり30万円を支給する「緊急雇用創出特別奨励事業」を活用し、次の内容で事業主を助成。

1. 雇用創出支援

緊急対応型ワークシェアリングを導入し、中

高年（45歳以上60歳未満）の非自発的失業者を雇い入れた場合、次の額を支給する。

常用労働者 30万円

短時間労働者 15万円

2. 制度導入加算

緊急対応型ワークシェアリングを導入し、雇用を創出した場合、最初の雇い入れに際し、事業所規模に応じ、次の額を加算する。

1～300人 30万円

301人以上 100万円

3. 実施時期

平成14年4月1日以降、緊急対応型ワークシェアリングを導入した事業主を対象に、6月1日から適用。

雇用調整助成金の暫定措置

現行の雇用調整助成金について、より多様な休業形態を採用した際にも対象とするための要件緩和を、暫定措置として行う。

1. 暫定措置の内容

雇用調整助成金の暫定措置として、事業所の全員が一斉に1時間以上行うこととされている現行の短時間休業に加えて、次のいずれにも該当する休業を対象とする。

事業所の部門等個別の単位で1日1時間以上行われる休業であること。

個人ごとの1ヶ月間の短時間休業の月間所定労働時間に占める割合が、一定割合（1/6）以上であること。

2. 暫定措置の期間

平成14年6月1日施行で、平成17年3月31日までの期間